

令和7年度 新宿区消費生活相談員 募集案内

この採用選考は、新宿区消費生活相談員の採用予定者を決定するために実施いたします。

1 職種、採用予定数等

職名	採用予定数
消費生活相談員	1名

2 身分

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員（一般職）

3 職務内容

消費生活の相談に関する業務

- (1) 消費生活相談
- (2) 出張相談
- (3) 出前講座等

4 勤務場所

新宿区文化観光産業部消費生活就労支援課消費生活就労支援係（新宿区立新宿消費生活センター）（新宿区新宿5-18-21）

5 任用期間

令和7年11月1日から令和8年3月31日まで

※ 期間を定めた任用であり、令和8年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

6 受験資格

次にあげる資格要件のいずれかを満たす方

- (1) 消費者安全法第10条の3に規定する消費生活相談員資格試験に合格した方
- (2) 平成28年4月1日施行の改正消費者安全法に基づき消費生活相談員資格試験に合格したとみなされた方

注：合格したとみなされた方とは、平成28年4月1日時点で3資格(※)のいずれかを有し、かつ、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する方

- (ア) 平成23年4月1日から平成28年3月31日までの期間に地方公共団体における消費生活相談の事務等の実務経験が通算1年以上ある方
- (イ) 実務経験が通算1年以上ある方のうち、上記(ア)の当該期間内での条件を満たしていないが、指定講習過程を修了している方

※3資格：消費生活専門相談員((独)国民生活センター認定)・消費生活アドバイザー((一財)日本産業協会認定)・消費生活コンサルタント((一財)日本

消費者協会認定)

※ ただし、地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は応募できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 新宿区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

7 選考方法、日時及び場所

(1) 第一次選考

選考方法	作文(テーマ:「新宿区における消費生活相談員の役割」 文字数:1,000字程度 A4判横書き原稿用紙、または別添作文用紙使用)
結果発表	令和7年9月下旬 ※ 結果は合否にかかわらず申込者全員にお知らせします。

(2) 第二次選考

日時・会場	令和7年10月3日(予定) ※ 面接会場は第一次選考合格通知に記載してお知らせします。
選考方法	面接(個別面接)
結果発表	令和7年10月中旬(予定) ※ 結果は合否にかかわらず受験者全員にお知らせします。

8 申込手続

所定の申込書に、申込書裏面の記入上の注意をよくお読みの上、必要事項を記入し、自署欄に署名をして、下記のとおり提出してください。

申込書は、新宿区文化観光産業部消費生活就労支援課消費生活就労支援係(新宿区立新宿消費生活センター)で配布します。また、ホームページの「職員募集」にある「会計年度任用職員」>「その他(会計年度任用職員)」>「消費生活相談員の募集」からダウンロードできます。

なお、申込書類は一切返却いたしません。

申込方法	郵送または持参による。 ＜提出書類＞ ・ 新宿区会計年度任用職員採用選考申込書 ・ 資格を証明する書類(写しの場合はA4判にそろえる) ・ 一次選考の作文 ・ 返信用封筒 <u>※ご自分の住所、氏名を記載し、切手を貼ったもの</u>
------	---

	＜郵送の場合＞ ・ A4判が入る大きさの封筒に上記の申込書、資格を証明する書類、一次選考の作文、返信用封筒を入れ、表に赤字で「消費生活相談員採用選考申込書」と明記し、簡易書留で郵送してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。
申込期間	令和7年9月11日(木) から 令和7年9月25日(木) (必着) ◆持参は上記期間の土曜、日曜、休日を除く午前8時30分から午後5時までとします。
申込先	〒160-0022 東京都新宿区新宿5-18-21 新宿区役所第二分庁舎3階 新宿区文化観光産業部消費生活就労支援課消費生活就労支援係

9. 勤務条件

勤務時間	午前9時から午後5時15分までの間で1日あたり7時間15分勤務 休憩時間60分 月曜日から金曜日の間で週4日勤務（週29時間勤務） ※ 所定労働時間を超えて、勤務することは原則としてありませんが、出前講座等、勤務時間外（休日等含む）に実施する場合があります。（時間外勤務手当相当分の支給あり。）
休日等	週休日：原則として土曜日、日曜日、月曜日から金曜日の間で1日 休日：国民の祝日、年末年始 ※ 週休日の振替や休日の代休日を指定することがあります。
休暇等	(有給休暇) 年次有給休暇、妊娠出産休暇、慶弔休暇等 (無給休暇) 病気休暇（引き続く5日までは有給）、母子保健健診休暇等
報酬等	・ 月額 約29万5,600円（地域手当相当分を含む。） ・ 期末・勤勉手当（賞与）あり ・ 通勤費用 上限額 月額55,000円の範囲内で支給 ※ 採用前に給与改正等があった場合は、その定めるところによります。 ※ 昇給制度はありません。
加入社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険を適用します。
公務災害補償	地方公務員災害補償法、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例、労働者災害補償保険法等の定めにより公務災害の補償をします。
服務	地方公務員法の服務規定が適用されます。 地方公務員法の懲戒処分・分限処分の対象となります。
再度の任用	再度の任用の可能性 あり ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置された際、再度任用は公募を原則としますが、一定の要件を満たした場合、公募によらず再度任用される可能性があります。

	※ 廃職を生じた場合又は事務事業の都合により必要がなくなった場合等は、再度の任用は行いません。
--	---

10 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施にあたり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

【問い合わせ先】

新宿区文化観光産業部消費生活就労支援課消費生活就労支援係

所在地：160-0022 東京都新宿区新宿5-18-21 新宿区役所第二分庁舎3階

電話番号 03（5273）3834（直通）（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

新宿区役所第二分庁舎案内図

◆住所

東京都新宿区新宿五丁目18番21号

◆電話

03 (5273) 3834(消費生活就労支援係直通)

◆最寄りの駅

丸ノ内線・副都心線・都営新宿線新宿三丁目駅から徒歩約 5 分、副都心線・都営大江戸線東新宿駅から徒歩約7分、JR・丸ノ内・小田急・京王線新宿駅・西武新宿駅から徒歩約10分

◆最寄りのバス亭

都バス「日清食品前」、「新宿5丁目」、「新宿伊勢丹前」

